

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 49 年 3 月まで

私は年金に強い関心を持っていたので、昭和 48 年 3 月ころに A 市役所で国民年金の加入手続をした。夫と私と同居の義弟の 3 人分を年 4 回、私が納付した。48 年 7 月は厚生年金保険に加入していることになっているが、それは最近知ったもので、当時は、体調を崩して短期間で勤めを辞めたため、厚生年金保険に加入してもらえとは思っていなかったもので、その月も国民年金の保険料を納付した。

また、行政の記録では、加入手続をしたのは昭和 49 年 4 月となっているとのことであるが、そのころは、長男出産のため 48 年 11 月ころから翌年 5 月ころまで B 県 C 郡 D 町に里帰りしており、私が手続をやれるわけがない。申立期間について未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和 49 年 4 月以降、月の下旬に会社を退職し翌月就職が決定したため加入しなかった 62 年 1 月を除き国民年金加入期間に未納は無く、保険料を一緒に納めていたとするその夫も 20 歳に加入して以降保険料を完納しており、夫婦の納付意識は高かったと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 4 月に払い出されており、払出時点からすると申立期間は過年度納付が可能であり、申立人が 13 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかったと

する特段の事情も認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月は厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年10月まで
② 昭和39年4月から40年3月まで

申立期間①当時、A地の写真店に住み込みで働いていた。昭和36年ころ、店に来たB区役所の職員に国民年金の制度が始まることを説明され、加入を勧められたので、私が加入手続をして国民年金手帳をもらった。38年10月に結婚のため退職し転居するまでは、B区職員の集金により国民年金保険料を納めていた。保険料を納めると国民年金手帳にシールのようなものを貼^はられた覚えがある。C市に転居して少し経ってから、国民年金の手続のためC市役所に行った。どのように保険料を納めたかははっきり憶えていないが、C市役所の窓口でB区でもらった国民年金手帳を渡したように思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年3月に払い出されており、同時点では申立期間②の国民年金保険料を現年度納付することができる上、申立人は、申立期間直後の40年4月からの1年間の保険料を納付するとともに、その夫が厚生年金保険に加入した41年4月に自身の資格喪失手続を適切に行っていることから、12か月と短期間である申立期間②の保険料を納付したと考えるのが自然である。

2 申立期間①について、申立人は、昭和36年ころに国民年金の加入手

続をして、C市に転居したときに国民年金手帳を市役所窓口に渡したとしているが、申立期間①当時に交付されたとする国民年金手帳の色や交付時期についての記憶が曖昧である上、C市では、国民年金手帳を預かる取扱いは行っていなかったとしており、申述とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年3月に払い出され、国民年金の被保険者資格取得日は39年4月となっていることから、申立期間①は未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することができず、申立期間①当時に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

厚生年金保険に加入した期間があり、国民年金に加入して加入期間を長くしたほうが老後に年金が多くもらえるので加入した。A 区役所で自身で加入手続を行い郵便局で納付していたが、義父の看病のため昭和 58 年 11 月から B 地の夫の実家に同居してからは、徒歩 5 分ほどの C 郵便局で納付書により、3 か月ごとに納付していた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間中、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったと考えられる。

また、申立人の夫の実家から徒歩 5 分ほどの C 郵便局で納付書により、3 か月ごとに納付していたなど、保険料納付に関する状況を具体的に申述している上、申立期間前後に申立人の住所やその夫の職業に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化はみられないことから、納付意識の高い申立人が 3 か月と短期間である申立期間を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで

勤務していた会社を昭和 48 年 6 月に退職して厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に国民年金に加入した。54 年 5 月に現在の会社に就職するまで加入し保険料を納付していた。

この時期の大部分、妻は主婦で家にいたので、納付書が届くと妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に銀行の窓口で納付した。このうち、3 か月が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 9 月ころに払い出されており、払出時点からすると申立期間は納付が可能な期間である。

また、夫婦の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は申立期間を含めてすべて納付済みとなっており、国民年金に対する意識の高さがうかがわれる。

さらに、3 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで

申立期間については、夫が夫婦二人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っているはずであり、昭和40年4月から41年3月までの期間が未納、41年4月から42年3月までの期間が申請免除となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が夫婦二人の国民年金の加入手続や保険料の納付を行ったはずであり、申立期間①が未納、申立期間②が申請免除となっていることに納得できないとしているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていること、及びその夫の申立期間の国民年金保険料は、昭和42年7月21日に過年度納付により納付済みとなっていることから、妻の保険料も一緒に過年度納付したとするのが自然である。

また、申立人及びその夫は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立期間は、24か月間と比較的短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月まで

国民年金については、昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月までの間は、A 区役所の集金人の方に保険料を納付したはずであり、54 年 12 月から 55 年 3 月までの期間は B 町役場で保険料を納付したはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が B 町役場でその妻の国民年金保険料と一緒に納付したとしているところ、その妻の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立てに信憑性が認められる。

また、申立期間②は 4 か月間と短期間である。

2 一方、申立期間①については、申立人は A 区役所の集金人に国民年金保険料を納付したとしているが、A 区役所では昭和 37 年 4 月から保険料の徴収員が設置されていることから、37 年 3 月以前は徴収員により納付することのできない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 11 月 12 日に払い出されており、払出日からすると、36 年 9 月以前の国民年金保険料については、時効により納付することはできない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年10月から同年11月までの期間及び7年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から50年12月まで
② 平成6年10月から同年11月まで
③ 平成7年2月

申立期間①については、結婚前から引き続き、両親がA市で集金人に国民年金保険料を納付し、申立期間②及び③については、私がB区の銀行で納付しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②及び③について、申立人は、C市内の自宅から当時のその夫の仕事場があったD地に行った際、最寄りの金融機関で保険料を納付したとしているところ、申立期間①、②及び③を除き、C市に転居した昭和45年11月から夫と離婚した平成9年9月までについては、保険料はすべて納付されており、2か月又は1か月と短期間の申立期間②及び③が未納となっているのは不自然である。
- 2 申立期間①について、申立人は、その直前の期間と同様、その両親が家族の国民年金保険料と一緒に家に来ていた集金人に納付したとしているが、両親は既に他界していて証言が得られない上、申立人は申立期間当初の昭和42年11月に結婚してA市の実家からF区に転居しており、当時、A市の実家で申立人及び両親と同居していた申立人の妹は、結婚して実家から転居した後は自分で保険料を納付したとしていることから、申立人の転居後も実家の両親が申立人の保険料を納付したとするのは不自然である。

また、申立期間①の保険料を納付したことを裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月から同年11月までの期間及び7年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年7月まで
② 昭和61年10月から同年12月まで

申立期間①については、A区の実家で集金人に国民年金保険料を納付していたが、未納期間があったため、昭和45年11月ころ過去の未納の保険料を一括で納付できるときがあり、B区役所で4万円ほどの保険料をまとめて納付した。申立期間②については、前後の期間を納付しており、3か月分の保険料を未納とする理由が無い。申立期間①及び②の期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和61年12月にC市に住所を移転しており、国民年金保険料を前住所地のD区で納付してきたはずとしているところ、申立期間②は3か月と短期間であり、その前後の期間は保険料がすべて納付され、経済的事情の変化もみられないことから、申立期間②の保険料が未納となっているのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、A区の実家で集金人に国民年金保険料を納付していたが、未納期間があったため、昭和45年11月ころ過去の未納の保険料を一括で納付できるときがあり、B区役所で4万円ほどの保険料をまとめて納付したとしているが、申立期間①の保険料を45年11月に第1回特例納付にて納付した場合の保険料額は、申立人が納付したとする保険料額4万円とは乖離^{かいり}している。

また、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、申立期間①中に住所の移動が無く、ほかの国民年金手帳記号番号が発行された形跡も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、A市ではB銀行C支店（現在は、D銀行）で納付し、E区では自宅近くの出張所で納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、A市に居住していた時期はB銀行C支店で納付し、E区に居住していた時期は自宅近くの出張所で納付したはずであると主張しており、申立期間当初の昭和58年4月の時点では、申立人は55年3月から引き続きA市に居住しており、生活環境に大きな変化はみられない上、59年1月にE区に転居した際も国民年金の住所変更手続を遅滞なく行っていることから、12か月と短期間の保険料を未納とするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除いて未納期間は無く、申立期間前後の期間は国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年9月までの期間の付加保険料及び53年10月から同年12月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年9月まで
② 昭和53年10月から同年12月まで

妻が、A市役所で私についての国民年金への加入と併せ付加年金への加入手続をし、その後申立期間①と②に当たる昭和53年4月から同年12月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付した。ところが、申立期間①については、付加保険料が未納とされ、申立期間②については、付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その妻がA市役所で申立人についての国民年金への加入と併せ付加保険料を含む国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、申立期間①に当たる昭和53年度第1期の昭和53年4月から同年6月までの期間及び同年度第2期の53年7月から同年9月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料の納付を示す2枚の領収証書を所持しており、申立期間①について、定額保険料だけでなく付加保険料をも納付していたことは明白であるが、オンライン記録ではその付加保険料が未納とされており、行政側の記録管理に誤りがあったことが認められる。

また、申立期間②について、申立人は、その付加保険料を含む国民年金保険料を納付したとしているところ、前記2枚の領収証書の金融機関の欄に口座振替を示すタイプ印字された口座番号が認められ、これが申立人名

義のB銀行（現在は、C銀行）D支店の口座番号と一致しており、その2枚のうち昭和53年度第1期の領収証書の余白には、これを発行したA市役所職員が記したと推認できる青色カーボン複写の「2期分より口座振替」と読み取れるメモ文があることから、53年度第2期分が口座振替されただけでなくそれ以降も口座振替された可能性があり、その後転居したE市において発行された申立人所持の53年度の領収証書は、第1期から第3期までの収納印欄に斜線が引かれた上で第4期分の収納がなされたもので、E市によれば、年度途中の転入者については前住所地の市町村に納付状況を照会し、納付済みと確認した期間の収納印欄を斜線で削除した納入通知書兼領収証書を発行したとしていることから、申立人が申立期間②に当たる53年度第3期分についても口座振替で納付したものと推認でき、申立人が所持していた昭和54年10月6日付け繰り越しの同口座の預金通帳の繰越額及び各月の残高額からみて、申立期間②の当時もその納付に十分な残高額であったと考えられることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、申立期間②を除いて、納付が認められる申立期間①を含め国民年金加入期間のすべての付加保険料を含む国民年金保険料を納付しており、その納付意識は高かったものと考えられ、加えて、申立期間②は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和53年4月から同年9月までの期間の付加保険料及び53年10月から同年12月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月 1 日から 32 年 5 月 1 日まで
② 昭和 33 年 1 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、A社に正社員のB職として昭和 30 年 10 月 1 日に入社し、45 年 3 月に退職するまで継続して勤務した。結婚で退職する際には、会社から結婚祝金として約 10 万円が支給された。

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を受け取った覚えは無い。また、同じ会社なのに昭和 32 年 5 月 1 日から 33 年 1 月 1 日までの期間は、厚生年金保険被保険者期間として残っており、脱退手当金の支給記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、再交付の押印が無く、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証には、その表示が無い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②に挟まれた昭和 32 年 5 月 1 日から 33 年 1 月 1 日までの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は同一の事業

所で、かつ、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上、不自然である。

さらに、A社を退職後、国民年金に加入し、以後60歳まで国民年金保険料を完納しているとともに、その上65歳まで任意加入し保険料の納付を行っており、このような年金に対する意識の高さを考慮すると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成6年3月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間①の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成6年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 申立人の申立期間②における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を9万8,000円に訂正することが必要である。
- 3 申立期間③について、申立人の株式会社Bにおける資格喪失日は、平成7年10月1日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については9万8,000円とすることが妥当である。
- 4 申立人は、申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Cにおける平成16年7月28日（申立期間④）、同年12月28日（申立期間⑤）及び17年7月28日（申立期間⑥）の標準賞与額について、申立期間④及び⑤を23万5,000円に、申立期間⑥を25万8,000円とすることが必要である。

また、株式会社Dにおける平成17年12月28日（申立期間⑦）、18年7月28日（申立期間⑧）及び同年12月28日（申立期間⑨）の標準賞与額については、申立期間⑦及び⑧を24万5,000円に、申立期間⑨を27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成6年2月28日から同年3月1日まで
② 平成6年3月1日から同年8月31日まで
③ 平成6年8月31日から7年10月1日まで
④ 平成16年7月28日
⑤ 平成16年12月28日
⑥ 平成17年7月28日
⑦ 平成17年12月28日
⑧ 平成18年7月28日
⑨ 平成18年12月28日

平成2年5月から株式会社Eに勤務し、その後、20年7月15日に株式会社Dを退職するまで、人事異動によりFグループのグループ会社で勤務が続けたが、株式会社Aに勤務した期間のうち、6年2月28日から同年3月1日までの期間（申立期間①）、株式会社Bに勤務した期間のうち同年8月31日から7年10月1日までの期間（申立期間③）の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。この期間は、厚生年金保険料が控除されたことが記載されている給与明細書があるので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

また、株式会社Bに勤務していた平成6年3月1日から同年8月31日までの期間（申立期間②）については、厚生年金保険の被保険者とはなっているが、標準報酬月額が給与明細書に記載された控除保険料額と比べると引き下げられているので、その金額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

さらに、賞与について、平成16年夏期（申立期間④：株式会社C）・冬期（申立期間⑤：株式会社C）、17年夏期（申立期間⑥：株式会社C）・冬期（申立期間⑦：株式会社D）、18年夏期（申立期間⑧：株式会社D）・冬期（申立期間⑨：株式会社D）の賞与記録が年金記録に無い。保険料の控除を示す賞与明細書があるので、年金記録を本来の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、オンライン記録では、株式会社Aにおいて平成5年9月1日に厚生年金保険の資格を取得し、6年2月28日に資格を喪失後、同年3月1日に同じFグループである株式会社Bにおいて資格を取得しており、同年2月28日から同年3月1日までの期間の記録が無い。

しかし、複数の同僚は、申立人は、申立期間①に継続してFグループ

に勤務していたと供述しているほか、雇用保険の加入記録（平成2年5月16日資格取得、12年8月31日資格喪失）から申立期間も継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人の申立期間①に係る異動はグループ会社間の異動であることが、法人登記簿謄本で確認できることから、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人から提出された申立期間①に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、事業主から照会文書の回答が得られないが、事業主が平成6年3月1日を資格喪失日として届けたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付すべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人から提出された申立期間②に係る給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額及び雇用保険の加入記録から、申立期間②に株式会社Bに勤務していたことが確認でき、報酬月額に基づく保険料が控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所（当時）の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する平成6年3月から7年9月までを9万8,000円と記録していたところ、株式会社Bが適用事業所に該当しなくなった日（平成6年10月31日）かつ申立人がほかのグループ会社へ異動した日以降である8年1月5日付けで、資格取得時の6年3月1日までさかのぼって8万円に引き下げている。この標準報酬月額の減額訂正処理は申立人を含め36人に認められる。

さらに、当時の事業主は、「資金繰りが厳しく保険料の滞納に対し、再三督促を受け、出頭して指導を受けた記憶がある。」と供述しており、社会保険事務所（当時）が保管している滞納処分票においても記録が認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た9万8,000円とすることが妥当である。

3 申立期間③については、オンライン記録では健康保険証が平成8年1月5日に返却されていることが確認でき、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が7年10月1日まで、Fグループ（株式会社B）に継続して勤務していたことが認められるが、社会保険事務所（当時）の記録では、当初、申立人の株式会社Bにおける申立期間③に係る標準報酬月額が6年8月から7年9月まで9万8,000円と記録されているところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（6年10月31日）かつ申立人がほかのグループ会社へ異動した日以降である8年1月5日付けで、6年8月31日まで遡及して厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、株式会社Bは、平成6年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付けで被保険者資格を喪失した旨の記録を8年1月5日にさかのぼって訂正されているものが多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、6年10月31日において、同社が当該適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の株式会社Bにおける資格喪失日は、株式会社Aの資格取得日と同日の7年10月1日であると認められる。

また、平成6年8月から7年9月までの標準報酬月額については、申立人の株式会社Bにおける取り消された6年8月及び7年10月の定時決定に係るオンライン記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

4 申立期間④、⑤及び⑥については、それぞれ、申立人から提出された平成16年7月28日、同年12月28日及び17年7月28日支給の賞与明細書により、申立人は、申立期間④及び⑤は23万5,000円の標準賞与額、申立期間⑥は25万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Cでは申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届について不明と回答しているが、被保険者全員のオンライン記録に賞与記録が無い上、事業主が当該期間の賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が複数

回にわたりこれを記録しないことは考え難いことから、事業主が当該期間の賞与額について届出をせず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間⑦、⑧及び⑨については、それぞれ、申立人から提出された平成17年12月28日、18年7月28日及び同年12月28日支給の賞与明細書により、申立人は、申立期間⑦及び⑧については25万8,000円の賞与、申立期間⑨については30万1,000円の賞与を受けているが、申立期間⑦及び⑧については1万7,518円、申立期間⑨については2万437円の保険料が控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い額を認定することとなる。

したがって、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立人の申立期間⑦及び⑧に係る標準賞与額については、24万5,000円、申立期間⑨に係る標準賞与額については、27万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間⑦、⑧及び⑨に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Dの元事業主からは回答が無く、被保険者全員のオンライン記録に賞与記録が無い上、事業主が当該期間の賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が複数回にわたりこれを記録しないことは考え難いことから、事業主が当該期間の賞与額について届出をせず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月1日から15年5月1日まで
オンライン記録では、株式会社Aに勤務した平成14年3月1日から15年5月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンラインの被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初41万円と記録されていたところ、申立人が同社を退職（平成15年4月30日）した後である16年10月20日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額が減額されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額を26万円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の代表取締役のほか役員3人及び社員1人について遡及訂正処理が行われているとともに、平成14年度の当該事業所の滞納処分票によれば、平成14年4月から同年7月までにおいて延滞金が発生していることが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成14年7月から15年3月までの給与振込額（預金通帳）は、9か月とも33万円以上であり、減額訂正後の標準報酬月額26万円を上回っていることが確認できる。

なお、申立人は、当該事業所に係る商業登記簿閉鎖事項全部証明書に

よると、申立期間当時の平成 14 年 11 月 30 日まで取締役の役職にあったが、同社の元事業主は、「当時は、経営が苦しかったため、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）の職員と相談して、滞納額を減額する方法として、従業員の標準報酬月額を引き下げる届出を行った。申立人はB店の店長であり、当該届出には関与していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成 16 年 10 月 20 日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、申立人について、14 年 3 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったと認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間の標準報酬月額については、事業主が当初届け出たとおり 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和54年9月から55年6月までの期間を18万円に、同年7月を20万円に、同年8月を22万円に、同年10月から56年9月までの期間を22万円に、57年4月から同年9月までの期間を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年9月1日から57年10月1日まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われた給与額と相違している。厚生年金保険料は実際に納付された給与額に相当する額が控除されている。給与明細書を提出するので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された昭和54年9月から57年9月までの給与明細書を検証したところ、報酬月額に応じた標準報酬月額は申立期間全期間において厚生年金保険料の控除額に応じた標準報酬月額と同額又は高額であったことから、控除保険料額について比較の対象となるところ、55年9月及び56年10月から57年3月までの期間については、申立人に係るオンラ

イン記録の標準報酬月額と一致し、54年9月から55年8月までの期間、同年10月から56年9月までの期間及び57年4月から同年9月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和54年9月から55年6月までの期間を18万円に、同年7月を20万円、同年8月を22万円、同年10月から56年9月までの期間を22万円に、57年4月から同年9月までの期間を24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が複数の期間（昭和54年9月から55年8月までの期間、同年10月から56年9月までの期間及び57年4月から同年9月までの期間）一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、上記のとおり、申立期間のうち、昭和55年9月及び56年10月から57年3月までの期間については、申立人から提出があった給与明細書の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社AのB工場に係る被保険者記録は、資格取得日が平成9年6月21日、資格喪失日が10年6月26日とされ、当該期間のうち、9年6月21日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を9年6月21日とし、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月21日から同年7月1日まで
株式会社Aに継続して勤務していたが、同社C工場から同社B工場に転勤した際の1か月間について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社AのB工場では、平成19年3月9日に申立人の資格取得日を9年6月21日とする訂正届を社会保険事務所(当時)に提出しているが、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、株式会社Aが保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書、個人別給与台帳、辞令、及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し(平成9年6月21日に株式会社AのC工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認

められる。

これらの事情から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社AのB工場における資格取得日を平成9年6月21日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る個人別給与台帳における厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が平成9年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB工場における資格喪失日に係る記録を昭和54年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月31日から同年9月1日まで
株式会社Aに継続して勤務していたが、同社B工場から同社C工場に転勤したのは昭和54年9月1日であるにもかかわらず同社B工場の資格喪失日が同年8月31日となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する辞令、個人別社内経歴簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和54年9月1日に株式会社AのB工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB工場における昭和54年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和54年8月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A本社（B地）における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月21日から同年4月1日まで
株式会社Aに継続して勤務していたが、同社本社(B地)から同社C工場に異動したのは昭和50年4月1日であるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する個人別従業員台帳、社内経歴簿、辞令、在籍証明書、事業主の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和50年4月1日に株式会社A本社（B地）から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社A本社（B地）における昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和50年3月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は昭和51年10月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月30日から同年10月1日まで

昭和51年4月1日から同年9月30日までA株式会社に継続して勤務していたにもかかわらず、オンライン記録では、51年9月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したこととなっている。

昭和51年9月の厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

入退社日の確認できる従業員名簿、B基金の企業年金加入期間等証明書、企業年金連合会から提出のあった厚生年金基金加入員台帳、及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間にA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上述の企業年金加入期間等証明書などによると、申立人が昭和51年4月1日にA株式会社で同基金加入員資格を取得し、同年10月1日に同基金加入員資格を喪失したことが確認できる上、雇用保険の被保険者記録により申立人の離職日は同年9月30日であることが確認できる。

さらに、A株式会社及びB基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格取得届及び同資格喪失届は複写式の様式を使用しており、社会保険事務所（当時）と同基金には同一内容の書類を提出していたはずである。」との回答があった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 51 年 10 月 1 日に申立人の A 株式会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における昭和 51 年 8 月のオンライン記録及び B 基金の記録から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 120 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

ねんきん定期便によると、平成 17 年 7 月の賞与額が 12 万円と記載されていたが、家計簿及び預金通帳からは 120 万円であったことが確認できる。納得できないので調査の上、正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する平成 17 年夏の賞与明細一覧表から、申立人の申立期間において、その主張する標準賞与額 120 万円の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められるとともに、申立人が保管する預金通帳により、賞与 120 万円から社会保険料及び所得税などを控除した後の実支給額 92 万 4,085 円が同年 7 月 8 日に同社から振り込まれていることが確認できる。

また、株式会社Aは、「社会保険事務所（当時）に提出した健康保険厚生年金保険磁気媒体賞与支払届書において申立人の賞与支払額を 12 万円と誤って入力して提出した。」と供述している。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 12 万円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めており、事業主が 12 万円を標準賞与額として社会保険事

務所に届け、その結果、社会保険事務所は申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで
② 平成 17 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A株式会社に、申立期間①については昭和 38 年 2 月末まで、申立期間②については平成 17 年 3 月末まで、それぞれ勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が 1 か月ずつ欠落している。どちらも月末まで勤務し、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、被保険者期間を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人から提出を受けた平成 17 年 3 月分給与支給明細書、事業主から提出を受けた「平成 17 年分賃金台帳」及びB健康保険組合の被保険者記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上述の給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる控除された厚生年金保険料額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出を受けた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に

より、申立人の資格喪失日が平成 17 年 3 月 31 日となっていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①については、A 株式会社の事業主は当時の記録が無く不明の旨供述している上、所在を確認できた同社の被保険者 15 人に対して照会を行ったが、申立人の勤務期間を具体的に記憶している者はおらず、申立期間①の同社における勤務の有無は不明であり、厚生年金保険への加入をうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①に係る申立人の記録は、昭和 33 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得し、38 年 2 月 27 日に同資格を喪失していることが確認でき、記載内容にも不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

株式会社Aから平成17年6月30日に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業主から提出があった賃金台帳及び平成17年6月30日に支給された賞与明細書により、申立人は、25万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当委員会に対しても届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

株式会社Aから平成17年6月30日に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業主から提出があった賃金台帳及び平成17年6月30日に支給された賞与明細書により、申立人は、27万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当委員会に対しても届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を83万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

平成17年6月30日に株式会社Aから支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業主から提出があった賃金台帳及び平成17年6月30日に支給された賞与明細書により、申立人は、83万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当委員会に対しても届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日及び株式会社Bにおける資格取得日を昭和44年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月21日から45年5月5日まで

申立期間当時、C自治体のA株式会社からD市の株式会社Bに異動したが、経営者が同じ企業間の転勤であり、申立期間はD市の株式会社Bに勤務していた。昭和44年10月3日付けの株式会社Bの社員証明書を現在も持っている。申立期間は厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bは、当時同社とA株式会社（昭和53年11月に株式会社Bに吸収合併）は経営者が同一人であり、かつ両社間の異動は頻繁に行われていたと回答している上、社会保険事務所（当時）が保管する厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、複数の同僚が両社の被保険者期間を有していることが確認できることから、企業グループとして、常時、両社間の人事異動が行われていたことが認められる。

また、株式会社Bは、社員調書、退職金計算書及び昭和55年度永年勤続表彰者の一覧表を保管しており、当該社員調書及び退職金計算書から、申立人の入社日は（A株式会社において）昭和44年4月*日、退職日は（株式会社Bにおいて）56年3月*日であること、当該永年勤続表彰者の一覧表から、55年度に、男子で10年勤続した者として申立人が当該表彰の対象者であったことが確認できる。

さらに、申立人が所持していた社員証明書には「株式会社B、E地、昭和44年10月3日」と記載されている。

加えて、同社は、申立人について「正社員として在職していたため、厚生年金保険料を控除していた。申立てどおりの届出を行わなかった理由は、不詳だが、会社間の連絡もれと考えられる。」と回答しており、これらの事情から判断すると、申立人は、当時株式会社Bに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人が所持していた前出の社員証明書から少なくとも昭和44年10月3日の時点では、株式会社BのD市の事業所に転勤していたことが確認でき、同社は「申立人が供述している当時の勤務状況から、申立期間当時は同社のD市の事業所に勤務していたと考えられる。」と回答している。一方、オンライン記録によると、A株式会社の申立人に係る資格喪失日は昭和44年10月1日とされているものの、同社が保管していた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び社会保険事務所（当時）が保管する厚生年金保険被保険者名簿のいずれも資格喪失日が同年9月21日とされていることから、申立人のA株式会社の資格喪失日である同年10月1日を同年9月21日に訂正し、株式会社Bにおける資格取得日を同年9月21日とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Bにおける被保険者名簿の昭和45年5月の記録及び同社が保管していた厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の報酬月額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書に申立人の資格喪失日が昭和44年9月21日、資格取得日が45年5月5日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日及び資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る44年9月から45年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日は昭和41年2月21日であると認められることから、申立期間に係る同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録を、同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月21日から同年3月21日まで

社会保険事務所（当時）に年金記録の確認をしたところ、初めて厚生年金保険の被保険者となった日について、オンライン記録では昭和41年3月21日となっているが、所持している厚生年金手帳には同年2月21日と記載されている。

A株式会社に2月に入社したことは間違いが無いので、コンピュータ入力ミスで年金記録が違っていると考えられるから、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に昭和41年3月21日と記録されており、オンライン記録と一致している。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の資格取得日は、昭和41年2月21日と記録されており、申立人が主張しているとおりの厚生年金手帳の記載と一致している。

また、当該払出簿において、申立てに係るA株式会社の被保険者記号番号の払出しは、申立人を含む36人が、同一日に連続した欠番の無い記号番号順に記載されているが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、36人のうち32人が昭和41年3月21日と記録され、次に申立人が同年2月21日、同

僚の二人が同年3月8日、同僚の一人が同月16日と記録されていることから、当該払出簿は、資格取得日の時系列順に記録されていなかったことが確認できる。

さらに、前述した36人の資格取得日について、払出簿と事業所別被保険者名簿及びオンライン記録が一致しているにもかかわらず、申立人の記録のみ異なっていることに合理的な理由が認められない。

加えて、B株式会社では、申立期間当時の資料を保有していないので厚生年金保険の届出などについては不明であるとしているが、前述の昭和41年3月21日に被保険者資格を取得している同僚の一人が、申立人について「同じ専門学校を卒業したが、彼は私よりも1か月早く入社したと思う」と供述していることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人が主張するとおり同年2月21日であったと考えるのが妥当である。

また、申立人の被保険者資格の取得については、払出簿の記号番号の払出日を確認したところ、事業主により資格取得日の異なる同僚35人とともに資格取得の処理が行われているが、申立人の資格取得日について、払出簿には昭和41年2月21日、事業所別被保険者名簿には同年3月21日と記録され、異なっていることが確認できる。

そして、当該払出簿の記録は、資格取得日が昭和41年3月21日の32人が記録された後、新たなページの1行目に申立人の資格取得日が同年2月21日と記録されており、当該記録は、事業主の届け出た資格取得日を転記する際、誤った日付の記録がされたとは考え難い。

一方、申立人の事業所別被保険者名簿の記録は、同一ページに資格取得日が昭和41年3月21日である5人に続いて、申立人の資格取得日が同日と記録されており、事業主の届け出た資格取得日を転記する際、行政側の事務処理の誤りにより、同日と記録したと考えるのが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和41年2月21日であったと認められるので、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録を、同日に訂正する必要があると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の当該事業所の事業所別被保険者名簿における昭和41年3月の記録から、1万6,000円とすることが妥当であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成10年5月21日、有限会社B（現在は、有限会社C）における資格取得日に係る記録を同年5月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を同年3月及び同年4月は36万円、同年5月及び同年6月は38万円とすることが必要である。

なお、両事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成10年7月1日から15年7月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、平成10年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、11年1月から同年4月までの期間は34万円、同年5月から同年10月までの期間は36万円、同年11月は38万円、同年12月は34万円、12年1月から同年3月までの期間は36万円、同年4月は34万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月から同年11月までの期間は36万円、同年12月は32万円、13年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月から同年5月までの期間は34万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月から14年3月までの期間は30万円、同年4月は28万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月は26万円、15年1月及び同年2月は30万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は30万円、同年6月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年3月31日から同年7月1日まで

② 平成10年7月1日から15年8月1日まで
申立期間①については、株式会社A及び有限会社Bに継続勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与明細書によれば、厚生年金保険料が給与から控除されているので被保険者として認めてほしい。また、申立期間②については、有限会社Bにおける標準報酬月額が給与明細書に記載された総支給額とかなりの隔たりがあるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人提出の株式会社A及び有限会社Bにおける給与明細書、株式会社Aの事業主及び両事業所における同僚の供述並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が当該期間において株式会社A及び有限会社Bに継続勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から平成10年3月及び同年4月は36万円、同年5月及び同年6月は38万円とすることが妥当である。

なお、有限会社Bにおける平成10年分給与所得の源泉徴収票には、同年5月*日就職と記載されており、有限会社Bに係る商業登記簿では会社設立日が同年5月*日となっていることから、申立人は、申立期間①において、同年5月*日まで株式会社Aに勤務し、同年5月*日から有限会社Bに勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立期間①において株式会社Aは平成10年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、有限会社Bは同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、両社の厚生年金保険の適用時期に3か月ほどの空白期間があるが、商業登記簿では、株式会社A及び有限会社Bは現存しており、当該期間は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、両事業主が申立期間①の保険料の納付義務を履行したか否かについては、両事業主とも保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間は両事業所とも適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は申立期間①の保険料控除について納入の告知を行っておらず、両事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額の

それぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の有限会社Bに係る給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、平成10年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、11年1月から同年4月までの期間は34万円、同年5月から同年10月までの期間は36万円、同年11月は38万円、同年12月は34万円、12年1月から同年3月までの期間は36万円、同年4月は34万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月から同年11月までの期間は36万円、同年12月は32万円、13年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月から同年5月までの期間は34万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月から14年3月までの期間は30万円、同年4月は28万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月は26万円、15年1月及び同年2月は30万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は30万円、同年6月は28万円とすることが妥当である。

一方、平成15年7月の標準報酬月額については、給与明細書の報酬月額又は控除された厚生年金保険料を基に算出した標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、標準報酬月額の訂正の必要性は認められない。

なお、申立期間のうち、今回訂正する期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は事業主による算定基礎届に基づく定時決定が含まれているにもかかわらず、上記期間において一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成12年5月1日に、資格喪失日に係る記録を13年8月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額を、12年5月から13年3月までは41万円、同年4月から同年7月までは44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月1日から13年8月1日まで
有限会社Aに勤務していた期間について、給与明細書などの証明書があり、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを証明できるので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が有限会社Aから得たとしている平成14年12月13日付けの退職証明書により、申立人が、申立期間において同社で勤務していたことが確認できる。

また、申立人が有限会社Aから得たとしている平成12年5月から13年7月までの給与明細書により、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立てに係る事業所は、平成9年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、商業登記簿及び申立人の退職証明書から、申立期間は、当時の厚生年金保険法に定める厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

さらに、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書に記載されている保険料控除額から、平成12年5月から13年3月までは41万円、同年4月から同年7月までは44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、申立期間は適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成9年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月は9万2,000円、同年6月は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月16日から同年7月16日まで

申立期間について、株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。給与支給明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、株式会社Aは、平成9年7月16日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同事業所が雇用保険の適用事業所となったのは、同年4月24日であり、商業登記簿によると、法人登記は8年12月12日であることから、同事業所は、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成9年5月は9万2,000円、

同年6月は16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月21日から63年1月5日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を62年10月21日とし、同年10月から同年12月までの標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年8月6日から63年1月5日まで
ねんきん特別便によると、有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和63年1月5日となっているが、同社には61年8月6日から勤務しており、この間の被保険者期間17か月が欠落している。61年分給与所得の源泉徴収票があるので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した昭和61年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が61年8月6日に有限会社Aに入社し、平成元年4月20日まで勤務したことが確認できる。

また、当該事業所に昭和62年11月21日に入社し給与計算を担当しており、申立人の給与額（標準報酬月額）を記憶していた同僚は、「申立人は、自分が入社した時には厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と供述しているとともに、当該同僚の資格取得日は入社日と一致していることから、申立人は申立期間のうち62年10月21日から同年11月20日までを計算期間（当該同僚が関与したと認められる期間）とする給与から、厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと推

認される。

さらに、申立期間のうち昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、申立人の有限会社 A における 63 年 1 月のオンライン記録から 36 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、有限会社 A の昭和 61 年分の給与支払総額から算出した社会保険料額と著しく相違する一方で、同社における 61 年 8 月から同年 12 月までの雇用保険の保険料額及び申立人が申立期間以前に勤務していた株式会社 B における社会保険料額とほぼ一致することから、事業主は、申立人の 61 年 8 月度から同年 12 月度までの給与からは雇用保険料のみを給与から控除していたものと推認される。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 10 月 21 日までの期間については、有限会社 A は当時の資料を保管していないとしているため、厚生年金保険料の控除について確認することができない上、当該期間に厚生年金保険被保険者記録を有する同僚が一人いるものの、当該同僚は、「昔のことでよく記憶しておらず、不確かなことは回答できない。」としているため、申立人の勤務実態及び保険料の控除に係る具体的な供述を得ることができない。

このほか、上記期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 61 年 8 月 6 日から 62 年 10 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から44年5月まで

私は、昭和36年4月ころ、隣のおじさんからサラリーマンの奥さんも国民年金に任意加入できると聞き、翌日、友人と一緒にA市役所に行き加入手続をした。当時、1月100円で3か月分300円を納付した。それからは、国民年金保険料の支払用紙が送達されたので、市役所内のB銀行C出張所の窓口で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ころ、友人と一緒にA市役所に国民年金の加入手続に行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は44年6月20日に払い出されており、申立人の同番号は*で、友人の同番号は*番前の*であることから、申立人は、友人より相当後に加入手続をしたと推認でき、一緒に行ったとは認められない上、A市から住所を移動しておらず、44年6月20日以外に国民年金手帳記号番号が払い出された状況も見当たらない。

また、申立人は、昭和44年4月1日に任意加入しているため、申立期間の国民年金保険料は制度上納付できない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、申立期間当時は印紙検認方式であったが、納付書により保険料を納付したので、印紙のことは記憶に無く、印紙を貼付しなかったと主張するなど納付状況が曖昧である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかが

わせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年5月まで

私は、結婚前に国民年金に加入し、A社に納付書と現金100円を持って行って保険料を納付した記憶があるので、未納期間があることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前に国民年金に加入し、当時勤務していたA社で国民年金保険料を納付したと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧で、加入状況、納付状況が不明である上、結婚前は国民年金制度が開始されておらず、国民年金に加入できない期間であったことから申立人の記憶に齟齬が見られる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年7月24日に払い出されているが、申立人の夫は厚生年金保険に加入中であることから、申立人は、国民年金には任意加入となるため、払出時点では、さかのぼって国民年金に加入することはできなかつたと推認される上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から50年12月まで
私の国民年金保険料の加入手続、納付などはすべて他界した母が行ってくれた。

母の国民年金保険料の納付記録を確認したところすべて納付済みになっているので、私の申立期間が未納になっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親は既に他界しており、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得記録から昭和51年1月ころ払い出されていることが確認できることから、払出時点からすると申立期間の一部は時効により納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

さらに、申立人に係るA市の被保険者名簿には昭和51年1月から同年3月までの保険料を納付したことを示す「3300円 51.1.」の検認印が押されていることから、申立人は、加入手続を行った51年1月から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 61 年 3 月まで
夫の勤務の都合で家族で A 町に住んでいた昭和 53 年 7 月に国民年金に加入した。
このころ、自分も働いていたが忙しかったので保険料の納付は 2 か月に 1 回くらいの割で B 農協に納付していた。それが 10 回そこそこしか納付していないというのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 7 月に国民年金に加入し、第 3 号被保険者資格を取得する前月の 61 年 3 月まで国民年金保険料を納付したと申し立てているが、A 町の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する国民年金手帳には、申立人が、申立期間始期の 55 年 2 月 1 日に資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得した記載があることから、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月から 3 年 3 月まで

私が 20 歳になるとすぐに、母親が短期大学在籍中の私に代わって、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。保険料は A 区の B 郵便局で年度分を一括して納付していた。結婚する時に両親から国民年金手帳と領収証書を渡されたが、引っ越しの際に処分してしまった。両親が私のために納めてくれた年金が、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になるとすぐにその母親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと申し立てているが、C 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は平成 10 年 5 月に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間で制度上保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人が処分してしまったとする国民年金手帳について、申立人及びその母親は手帳の表紙の色、形状などについての記憶が無い上、その母親は申立人の加入手続を行ったことに関する具体的な記憶が無く、国民年金への加入状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述において、申立人の母親が行ったとす

る国民年金の加入手続や申立期間の保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や、証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 11 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月から 58 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、20 歳になった昭和 53 年*月ころ、父親が A 市役所（現在は、B 市役所）C 支所で国民年金への加入手続きをし、D 組合を通じて両親及び私の 3 人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 53 年*月ころ、その父親が A 市役所 C 支所で国民年金への加入手続きをし、D 組合を通じて申立人の両親及び申立人の 3 人分の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は 60 年 4 月ころであり、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である。

また、A 市の被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人は、申立期間直後の昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの 24 か月分の保険料を 60 年 5 月ころ、過年度納付により納付したことが確認でき、同期間はその当時、保険料が未納であったと認められることから、申立人の父親が 3 人分の申立期間の保険料を納付したとする申立人の申述と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から53年3月まで
20歳になった直後の昭和46年*月ころ、両親がA市役所で国民年金への加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった直後の昭和46年*月ころ、その両親がA市役所で国民年金への加入手続をし、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は53年4月ころであり、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、その両親は既に他界しており国民年金への加入及び納付に関する証言が得られず、申立人からその両親が申立期間の保険料をさかのぼって納付したなどの納付に関する具体的な申述も得られない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立人の国民年金への加入状況及び申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から52年3月まで

国民年金への加入及び保険料の納付についてはすべて夫に任せていたが、申立期間の保険料については、夫が昭和49年4月に会社を辞め、国民年金に加入した際に一緒に加入し納付したと思う。夫のみ納付した記録があり、私の分については未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入及び保険料の納付はすべてその夫に任せていて、その夫が加入した際に一緒に加入し申立期間の保険料も納付しているはずだとしているが、国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金の加入時期は、その夫が昭和49年5月であり、申立人は52年10月であることから、一緒に加入したとする申立人の主張と相違しており、52年10月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も見当たらない上、夫婦の国民年金の加入手続及び保険料の納付をすべて行っていたとするその夫は、加入手続後、さかのぼってまとめて保険料を納付したことは無いとしていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年12月までの期間及び5年4月から9年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月から2年12月まで
② 平成5年4月から9年12月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料は、亡くなった母親が国民年金に加入手続をして納付してくれたはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①の国民年金保険料をその母親が国民年金の加入手続をして納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、平成3年9月であり、その時点では、申立期間①はさかのぼって納付する期間となるが、申立人からさかのぼって納付したとする申述が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立期間①直後の平成3年1月から同年3月までの保険料は、5年2月15日に過年度納付されており、その時点では、申立期間①は時効により納付できない期間である。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様に、その母親が国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立期間②のうち、平成6年8月から9年12月までの期間は、一時期同居していたとする申立人の弟の保険料も未納である上、申立期間②の住所地はA市とB市にまたがっており、二つの異なる市で保険料納付記録の管理に誤りが続いたとは考え難い。

3 申立期間①及び②を通し、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に他界しているため、申立人の国民年金への加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②共に保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から43年2月までの期間、45年1月及び同年12月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年8月から43年2月まで
② 昭和45年1月
③ 昭和45年12月から50年3月まで

申立期間①については、昭和41年8月から43年3月まで勤務していた会社について、当時は厚生年金保険に加入していると思っていたが、退社した後で心配になり、社会保険事務所（当時）に調べに行き、その会社が厚生年金保険に未加入であることが分かり、A市役所に相談に行き、その場で納付できる金額ではなかったため、その日のうちに現金を用意して再度A市役所へ行き、市役所窓口にて保険料を納付した。

申立期間②及び③について、申立期間②当時は、Bの仕事で独立するため、様々なBの会社で修行をしていた時期であり、申立期間③当時は、Bの仕事で独立したばかりの時期で非常に忙しかった時期であったため、保険料の納付は、どちらの期間も当時同居していた母に任せていた。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険に未加入であった会社に勤務していた昭和41年8月から43年2月までの期間の未納となっていた国民年金保険料をA市役所の窓口でまとめて納付したとしているところ、申立人の国民年金への加入手続及び申立期間の保険料の納付時期の記憶が曖昧であり、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②及び③について、申立人は、当該期間の保険料は、当

時同居していたその母が納付したとしているところ、その母は、現在高齢の上、入院中であるため、証言が得られず、申立人も保険料の納付に関与していないことから、申立人の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①、②及び③を通じて、申立人の夫婦連番で取得した国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、昭和 50 年 5 月ころであり、その時点では、申立期間①及び②は時効により納付できない期間となり、申立期間③は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、上記のとおり、その母からさかのぼって納付したなどの納付に関する具体的な申述が得られない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 3 月 1 日から 20 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 18 年 3 月 1 日から 20 年 1 月に兵役に就くまでの間及び復員後の 21 年 2 月 1 日から同年 4 月 18 日までの間、A 駅前にあった B 株式会社 C 支店に勤務していた。在職中に D を取得し E の仕事をしてきたからこそ、その後 F の軍務に就けたのであるし、復員後も再び同社に勤務できた。社会保険庁（当時）の記録では、復員後の記録しかなくおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

G 県が保管していた H 名簿及び I 名簿の記載内容から、申立人の申立内容に矛盾は無く、また、申立人は、当時の業務内容などについての詳細を記憶しており、申立期間に当該事業所に勤務していた可能性がうかがえる。

しかし、B 株式会社によれば、同社 C 支店は申立期間よりも後の昭和 20 年 11 月 26 日に設置された支店である。

この点に関し、同僚二人から当時は国家統制によって J 業者の合併や統合がすすめられており、申立人が申し立てている事業所もその一部であったとの供述が得られた上、K 株式会社に係る商業登記簿謄本の記載によると、同社は L 株式会社と M 株式会社が昭和 17 年 5 月 * 日付けで合併したことにより設立され、21 年 10 月 * 日付けで B 株式会社に合併したことにより解散したこと、K 株式会社及び L 株式会社の所在地が共に B 株式会社 C 支店の所在地と一致していることが確認できる。

K 株式会社及び L 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は見当たらないが、B 株式会社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる同僚 3 人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれ

ば、K株式会社及びL株式会社で資格が取得されている上、社名変更と記載されており、その記録の内容から、K株式会社やL株式会社に係る記録も含めてB株式会社C支店に係る同名簿に書き直されていることが確認できる。

また、M社会保険事務所（当時）によれば、申立人の申立期間の記録に焼失や紛失事故は発生していない上、転記された厚生年金保険番号払出簿の中に上記記録の判明した同僚3人の番号は確認できるが、申立人が資格を取得したとしている昭和18年3月1日前後に払い出された者の中に申立人の氏名は確認ができなかった。

さらに、B株式会社によれば、申立人についての在籍記録は保管されておらず、申立期間当時の雇用形態や厚生年金保険の加入状況については不明であるとし、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料も無い。

加えて、当該被保険者名簿から確認できる同僚13人からも申立人の申立期間に関する供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 35 年 2 月まで

昭和 33 年 4 月ころに株式会社Aに入社し、35 年 2 月ころまで勤めていたと思われるが、社会保険事務所（当時）で確認したところ、厚生年金保険被保険者であったと思っていた期間が空白となっていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 4 月ころから 35 年 2 月ころまで株式会社Aに継続して勤務していたとしている。

しかしながら、事業主は、当時の資料が無く申立期間に申立人が勤務していたことについて不明と回答しているため、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況などについて確認することができない。

また、オンライン記録から連絡先が判明した当時の同僚に、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認をしたが、具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が卒業したB高等学校からの回答により、申立人が申立期間中に同校（全日制の高等学校）に在籍していたことが確認できる上、申立人は、高校卒業と同時に株式会社Aに入社したと説明しているところ、同校における申立人の卒業は昭和 35 年 3 月であることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 37 年 12 月 21 日まで
私は申立期間にはA株式会社B工場に勤務していた。厚生年金保険とは相互扶助の制度であり、こうして会社で天引きされていれば将来年金として受けることができると信じていた。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間について脱退手当金を受給したことになっている。自分自身、脱退手当金という制度自体も知らず、将来の年金受給を期待していたのに払い戻し請求するはずもない。脱退手当金について再度調査して私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年3月28日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していたA株式会社B工場の被保険者名簿に記載されている脱退手当金の受給資格がある女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後おおむね2年以内に資格喪失した36人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、29人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち28人が資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同僚のうち一人は「脱退手当金の請求手続はすべて申立事業所の事務担当者が代行し、代金は私の退職後の住所地の郵便局で受領したと思う。」と具体的に供述していることや、脱退

手当金の支給決定日が同一日となっているものが複数認められることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受領した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和 46 年 4 月から同年 9 月まで勤務した A 株式会社の記録が欠落していることが判明した。当時、B 地で採用試験があり、合格通知と一緒に C 市の D 株式会社の寮に入寮するよう指示があり、E で実施された F 養成の G として 9 月まで在籍した。この間、厚生年金保険料を控除されていたと思うので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社に昭和 46 年 4 月 1 日から同年 9 月 29 日まで勤務し厚生年金保険に加入していたと主張しており、事業主は、当時の「厚生年金資格台帳」、「社員名簿」及び「昭和 46 年退職者一覧表」に申立人の氏名が無いことから申立人が勤務していたか否かについて不明としている上、申立期間に係る雇用保険加入記録も無い。

また、社会保険事務所(当時)が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名が無く、健康保険番号に欠番も無い上、申立人が同時期に勤務していたとしている同僚二人も健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が無いことから照会ができず、申立人が同社に勤務していたとする供述は得られなかった。

さらに、申立人と同時期に入社した同僚(H職)の一人は、保管している I 名簿(当時、毎年 11 月ごろ発行)の昭和 46 年度版から 55 年度版までには申立人の名前は見当たらないとしているほか、同僚照会をして回答のあった 17 人は申立人が勤務していたかどうかについては不明としている。

加えて、事業主は、当時の F 採用制度については資料が現存していない

としており、申立人の厚生年金保険料を控除していたか否かについても在籍記録が無いことから不明としている上、同僚の元F（昭和 49 年入社、第 26 期）は、Fを養成するために初心者を受講生とする 6 か月間の訓練制度があり、給料は支給されるが社員ではないことから厚生年金保険には加入をしていなかった制度があったとし、入社時期に相違はあるものの、申立人は、その受講生だった可能性があるとして供述している。また、申立人が同僚だったと供述している二人の同僚からも供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていたか否かについては確認することができなかった。

なお、申立人が訓練を受けたとしているD株式会社は、申立人の申立期間における在籍記録は無いと回答しているほか、社会保険事務所(当時)が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人及び申立人が同時期に勤務していたとする同僚二人の氏名が無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 16 日から 15 年 6 月 23 日まで
申立期間はA社に勤務しており、雇用保険料を給与から控除されていた。厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述及び申立人の雇用保険被保険者記録から、申立人は、申立期間にA社に常勤の事務員として勤務していたと認められる。

しかしながら、事業主は、申立人を採用する際に雇用保険には加入させるが健康保険及び厚生年金保険には加入させない条件で採用したと供述している上、事業主が提出した申立人の申立期間に係る出勤簿兼賃金計算簿により、事業主が申立人の給与から雇用保険料を控除しているものの、健康保険料及び厚生年金保険料は控除していないことが確認できる。

また、事業主は、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないと回答しており、かつ、B社会保険事務所（当時）が保管している適用事業所名簿及びオンライン記録でも、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間を含む平成 13 年 5 月 1 日から 15 年 8 月 18 日まで国民年金に加入し保険料も納付している上、同期間に国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 10 日から同年 6 月 2 日まで
上記申立期間に、A株式会社勤務し、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、上記申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた社員名簿によると、申立人が、昭和 50 年 5 月まで他社（B業）で勤務していた記録が確認できる上、同年 6 月 2 日にA株式会社に入社した記録が確認できる。

また、A株式会社から提出を受けた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」によると、昭和 50 年 6 月 2 日に同社で厚生年金保険の資格を取得したことが確認できる。

さらに、A株式会社が加入していた厚生年金基金の記録について、企業年金連合会に照会したが、昭和 50 年 6 月 2 日に同社で資格を取得したことが確認できる上、C組合にも照会したが、申立人に係る記録が無く不明との回答であった。

加えて、雇用保険の被保険者記録も確認したが、昭和 50 年 6 月 2 日にA株式会社で資格を取得したことが確認できる。

このほか、所在の確認できた同僚からも、申立人の厚生年金保険への加入をうかがわせるような供述を得ることはできない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立事業所において、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 25 日から 58 年 1 月 1 日まで
出産を控えていたため、昭和 57 年 12 月 31 日にA社を退職した。最後の出勤日から退職日（昭和 57 年 12 月 31 日）までは、年次有給休暇を取得したはずである。また、同年 12 月の厚生年金保険料が給与から控除されている。厚生年金保険の資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の厚生年金保険被保険者期間中の全期間の給与明細書を所持しており、当該給与明細書から昭和 57 年 12 月の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、同社は、退職に係る決裁文書、退職金計算書及び人事異動通知書を保管しており、当該決裁文書により、申立人から退職願いの提出があったために昭和 57 年 12 月 24 日付けの退職とし、同内容について決裁者など 10 人が押印していること、当該退職金計算書により、同日を退職日として退職金を計算したこと、当該人事異動通知書により、申立人が同日付けで退職することを同社が承認したことが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA社における離職日を昭和 57 年 12 月 24 日とする離職票が交付され、さらに当該離職に基づく雇用保険の失業に係る給付の記録が確認できる。

さらに、同社は、年次有給休暇を取得している間は、厚生年金保険被保険者資格の喪失をすることは無いと回答しており、年次有給休暇を取得して退職したとする同僚二人は、同社を退職した時期と厚生年金保険の資格喪失日は一致すると回答していることから、申立人が、申立期間に年次有

給休暇を取得し、継続して在籍していたとは考え難い。

なお、申立期間の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることについては、旧厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されており、また、同法第 14 条において「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」と規定されていることから、資格喪失日が昭和 57 年 12 月 25 日である場合は、同月の厚生年金保険料が控除された場合であっても当該月は厚生年金保険の被保険者とならない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が、昭和 57 年 12 月の厚生年金保険料を事業主により同年 12 月分給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は、当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
A 社には昭和 39 年 4 月 10 日から 41 年 3 月 31 日まで勤務し、B で C として D 業務にあたっていたが、39 年 9 月 1 日以降の厚生年金保険被保険者としての記録が無いことが判明した。厚生年金保険料は継続して控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社（当時）で昭和 39 年 4 月 10 日に勤務を開始し、41 年 3 月 31 日に退職するまで厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、E 社の保管する勤務記録カードにより、申立人が、昭和 39 年 4 月 10 日に日給制の F として採用された後、同年 9 月 1 日付けで正規職員である G に任用換えとなり、そのまま 41 年 3 月 31 日に退職したことが確認できる。

また、E 社からは、申立期間については、申立人は、厚生年金保険が適用されない H 組合の組合員であったため、厚生年金保険料控除を行っておらず、当該期間に係る退職一時金も給付済みであるとの回答を得た。

さらに、I 組合からも、申立人に係る H 組合の組合員期間及び退職一時金の給付について、E 社と同一の回答が得られた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月ころから 35 年 10 月ころまで
昭和 33 年 4 月ころ A 地にあった株式会社 B (C 店) で D として働いていた。社会保険事務所 (当時) の記録では、厚生年金保険の被保険者期間としての記録が無いとの回答を受けたが、間違い無く勤めていたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 4 月ころから 35 年 10 月ころまで株式会社 B (C 店) に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人は、3 人の同僚の姓しか記憶しておらず、そのうちの一人は死亡していると供述しており、残る二人についてもオンライン記録において検索ができず、同僚を特定することができないため照会することができない上、事業主からは協力が得られないことから、申立期間について、同事業所の状況や申立人の勤務の実態、厚生年金保険料の控除などについて確認することができない。

また、厚生年金保険の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 52 年 4 月 1 日であり、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、同名簿の「適用別」欄の記録によると、「任意包括適用事業所」として適用されていることが確認できる。

さらに、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 52 年 4 月 1 日に在籍していた同僚 4 人については、一人は死亡しており、残る 3 人は所在不明のため連絡が取れず、厚生年金保険料の控除などについて確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月ころから 39 年 4 月ころまで
社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和 38 年 4 月ころから 1 年間くらい勤務していた A 市の B 社（現在は、有限会社 C）の記録が無いとの回答であった。資料は何も残っていないが厚生年金保険に加入している会社だと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、B 社に勤務していたことは、一人の同僚が、「申立人は、昭和 40 年ごろに 1 年間くらい勤務していた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立期間のころに、申立人の供述どおり同社で D として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿によると、B 社は、昭和 40 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 40 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得したことが事業所別被保険者名簿により確認できる 12 人の同僚に照会したところ、回答のあった 6 人の同僚は、全員が適用事業所となる前に入社しているが、この間に厚生年金保険に加入した形跡は見当たらず、そのうち二人の同僚は、「B 社は、当時はまだ厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、そのうち一人の同僚は、「厚生年金保険に加入する前は保険料を控除されていなかったと思う。」と供述しており、ほかの一人の同僚も、文書での照会に、保険料控除は無かったと回答している。

加えて、当該事業所では当時の記録の保存が無く、当時の事業主も既に

死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることができない。

なお、申立人の当該事業所での雇用保険被保険者としての記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から3年1月7日まで
平成元年4月1日から7年7月1日まで株式会社A（現在は、B株式会社）に継続勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B株式会社では、株式会社Aに関する当時の関係資料は無いとしており、当時の事業主からも申立内容について確認ができない上、同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除などについて具体的な供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける健康保険被保険者証の交付日は平成3年1月11日（オンライン記録における被保険者資格取得日である3年1月7日の4日後）となっている上、雇用保険の被保険者資格取得日は、オンライン記録の被保険者資格取得日と一致している。

なお、同僚の一人は、厚生年金保険に一定期間加入させていなかったのではないかとしており、ほかの複数の同僚からも、試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかったと思うとの供述があった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
申立期間は、A株式会社勤務し厚生年金保険に加入していたが、当該期間の加入記録が欠けているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社における同僚の供述及び申立人に係る同社の人事採用関連資料により、申立人が昭和 61 年 4 月 1 日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社の人事採用関連資料に、「件名：社員希望アルバイトの試用について 標記の件名につきまして、下記の者をアルバイトといたしまして採用いたしたく、また本人は社員としての登用を希望いたしておりますので、あらかじめご了解賜りたくお伺い申し上げます。記（申立人名前）昭和 61 年 4 月 1 日より入社予定」との記載があり、また、別の人事採用関連資料には、申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格取得日である同年 6 月 1 日から職員として採用されていることが推認できる「件名：辞令の発令について 辞令案：（申立人名前）見習社員として採用し、B課勤務を命ずる。採用年月日：昭和 61 年 6 月 1 日」という記載が見られる上、申立期間当時のC担当者は、「申立人がアルバイト勤務であった申立期間に、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と供述しており、複数の同僚から「入社から2、3か月、試用期間があった。」との供述も得られた。

なお、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 16 日から同年 7 月 9 日まで
A 株式会社（現在は、B 株式会社）C 支店に入社し、同社D所において実習の後、昭和 33 年 2 月 16 日に同社C支店に異動したが、同社D所から同社C支店に異動した時の申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同社には、継続して勤務しているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社提出の人事関係マスターリスト、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間について、A 株式会社勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 株式会社提出の A 株式会社 C 支店に係る社会保険台帳によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和 33 年 7 月 10 日となっており、オンライン記録と一致する上、同僚からも申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除について供述を得られなかった。

また、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、A 株式会社 C 支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の途中の昭和 33 年 5 月 19 日であり、申立人と一緒に A 株式会社 D 所から同社 C 支店に異動したとする同僚は、同社 C 支店に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社 C 支店が厚生年金保険の適用事業所となった後に厚生年金保険被保険者資格を取得している。

なお、A 株式会社 E 出張所（オンライン記録によると、昭和 22 年 5 月 1 日に適用事業所となり、33 年 5 月 19 日に適用事業所ではなくなっている）に係る事業所別被保険者名簿にも申立人及び前記の同僚の氏名は無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
A株式会社（現在は、株式会社B）に昭和 40 年 4 月 1 日から 5 年 7 か月勤務していたが、41 年 5 月 1 日に同社C支店に異動した際に 2 か月間の厚生年金保険被保険者記録の欠落がある。途中で退職して再就職した覚えは無いので、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同日にA株式会社本社から異動したとする同僚の供述及び当該同僚が保管している本人の辞令により、申立人が昭和 41 年 5 月 1 日にA株式会社本社から同社C支店に異動したことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A株式会社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 41 年 7 月 1 日であり、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録に記載の申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日も同日となっている。

また、株式会社Bでは、申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料は保管していないとしており、同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得られなかった。

さらに、昭和 41 年 4 月 1 日にA株式会社C支店に入社したとする同僚は、厚生年金保険被保険者証は入社後すぐには交付されず、交付されたのは4月よりもっと後だったと供述している上、申立人と同日にA株式会社本社から同社C支店に異動したとする同僚は、申立人と同様に申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いと供述しており、事業所別被保険者名簿の記録によると、A株式会社本社での資格喪失と同社C支店での資格取得日が申立人と同日となっている者が上記の同僚を含めて3人認められる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月から33年4月1日まで
私は、A株式会社に昭和32年11月から34年11月19日まで勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が欠落している。申立期間については、同社において正社員としてB、Cの仕事をしていた。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における被保険者記録が確認できる同僚、及び元事業主の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがえる。

また、元事業主は、事業所は既に解散しており社会保険手続に関する書類等はないため、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の届出については不明であると供述している上、同事業所の社会保険手続を行っていた労務管理事務所から、当時の資料は保存していない旨の回答があり、申立期間における厚生年金保険の届出状況を確認することができなかった。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月29日から45年ころまで
私は、有限会社Aにおいて昭和32年1月1日から45年ころまで勤務し、Bの仕事に従事していたが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。
申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和32年1月1日に有限会社Aに入社し、申立期間においても継続して勤務していたとしているが、事業主の供述及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立期間に当該事業所に勤務していたと認められる同僚を抽出して5人から回答があったものの、申立人が昭和45年ころまで勤務していたとする供述は得られなかった。

また、事業主は、申立期間当時の書類等は保管しておらず、申立人においても厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料等を所持しておらず、申立内容に係る事実を確認することができない。

さらに、事業主は、申立人の申立期間当時の勤務形態は月3日から7日くらいの臨時雇用である上、昭和38年ころに退職していると供述している。

加えて、複数人の同僚は、社会保険の加入について何らかの社内基準があったと供述している上、ほかの一人の同僚は希望者だけを加入させる事業所であったと供述している。

なお、オンライン記録において申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚は、その後、国民年金制度発

足時から、同年金制度に加入し、その後、本人了解の上、再度厚生年金保険に加入したと供述している上、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者は何人かいるが、当人はこの事情を承知していたと供述している。

一方、オンライン記録と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は一致する上、同名簿において申立期間における申立人の氏名は無い。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間のうち、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 61 年 3 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる上、C 市の国民健康保険加入記録により、36 年 3 月 30 日から平成 21 年 4 月 2 日まで、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、申立期間における申立人の雇用保険加入記録は無い。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 11 月 16 日から 61 年 8 月 11 日まで
② 昭和 63 年 5 月 21 日から同年 10 月 26 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社における申立期間①、及びB有限会社（現在は、有限会社C）における申立期間②の標準報酬月額が低い。実際の給与の支払額は、申立期間①では 25 万円から 30 万円、申立期間②では 50 万円であったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社は、時期の特定はできないものの、申立人は、Dとして勤務していたが、当時の人事記録、賃金台帳等は保存していない上、給与等の内容も知る者がいないため不明であると回答している。

また、オンライン記録により、申立人と同時期に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額が低額とは言えないことが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録に訂正された形跡は無い。

さらに、申立人が、同事業所に勤務していた当時の給与支払額、厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書、源泉徴収票等が無く、給与額を推定できる資料等も無い。

2 申立期間②について、C有限会社によると、申立期間②に係る人事記録、賃金台帳等は保存しておらず、申立人の申立期間②における給与支

払額及び保険料控除額について確認することができないが、入社後3か月は見習い期間があること、給与はDが月額1万円、助手が5,000円程度であり、入社6か月で50万円も支払うような仕事は無かったと供述している。

また、オンライン記録により、申立人と同時期に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人は、同僚と同程度であることが確認できる。

さらに、申立期間②に加入していたE厚生年金基金の加入員台帳における標準報酬月額は、オンライン記録と一致することが確認できる。

- 3 このほか、申立期間について、申立人から申立内容の事実を確認できる資料等の提出や、事情の具体的な供述が無く、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から同年 10 月まで
昭和 34 年 4 月、A 高等学校の紹介で B の C の D として就職し、同年 10 月まで勤務したが、その間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び申立人から提出された同僚等と撮影された写真により、勤務期間は不明であるが、申立人が株式会社 B に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人及び申立人が記憶している同僚の名前は見当たらない。

なお、株式会社 B によると、同事業所は昭和 27 年 7 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所になったが、一般従業員は一部を除き未加入であり、厚生年金保険の資格取得は 40 年代前半に事務職のみが、45 年に役職者、E 及び F が、そして 49 年に残った全員が厚生年金保険の資格を取得することとなったと回答している。

また、昭和 30 年代に同事業所に採用された複数の事務職の同僚によると、当時、厚生年金保険には全員が加入していたわけではなく、誰を加入させるかは役員が決めており、役員、事務所勤務者、長期勤続者等の一部の人だけが加入していた旨を供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月ころから32年10月ころまで
② 昭和36年2月ころから同年9月ころまで

申立期間①については、Aに勤務しており、BのC等のDを小売店に持っていったり返品のDを引き取ったりする仕事に従事していた。申立期間②については、E株式会社に勤務しており、F地にあったG社の製品をH地内のIにJしたりKを引き取ったりする仕事に従事していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社については、申立人の供述した所在地（L地）において商業登記簿謄本が無い上、申立人によれば、当該事業所は個人事業所であり正社員も3人であったと供述している。

また、M年金事務所長の回答書から、当該事業所は申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

なお、所在地が異なるものの、商業登記簿謄本及び事業所別被保険者名簿によりH地内に同名称の事業所を3社確認することができるが、そのうち1社については会社設立時期が昭和55年であることに加え厚生年金保険の適用事業所ではなく、ほかの2社については厚生年金保険の適用事業所ではあるものの厚生年金保険新規適用日がそれぞれ33年3月14日及び42年5月1日であり、申立人の申立期間①以後であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①当時のA社の事業主や同僚の氏名を記

憶しておらず、申立人の当時の事情について照会することができない。

加えて、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②当時のE株式会社の同僚の氏名を記憶していないこと、オンライン記録により申立人の申立期間②当時に当該事業所に勤務し住所も判明する同僚に対して照会するも回答を得ることができないこと、及び当該事業所は既に解散しており元事業主も既に死亡していることから、当時の事情を確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険証の番号も連続しており欠番は無い。

さらに、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

- 3 申立期間における雇用保険被保険者記録は確認できない上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 9 月から同年 12 月まで
② 昭和 49 年 12 月から 51 年 3 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。

申立期間①については、A 区の B 株式会社にて C として勤務し、D に同僚と交替で E した。申立期間②については、F 区の G 株式会社にて C として勤務した。

両事業所とも厚生年金保険料が控除されていたと思うので、両申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、D に申立人と交替で E していた同僚の供述と、同僚が提出した申立人の写真（H の前で撮影）により、期間の特定はできないものの、申立人が B 株式会社にて勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該同僚は、入社後すぐには厚生年金保険に加入しなかったと供述しており、ほかの同僚も、「同社には試用期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入しなかった。」と供述している。

さらに、申立期間①当時に勤務していた複数の同僚の供述（自身が記憶している入社日）により、社会保険庁（当時）の厚生年金保険の資格取得日を検証したところ、これら同僚の資格取得日は入社の数か月後であることが確認できる。

また、事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらない。

このほか、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和49年12月27日から51年3月16日までG株式会社に勤務したことが確認できる。

しかしながら、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、事業主は、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保管していないものの、「正社員は健康保険及び厚生年金保険の資格取得の届出をしているが、当時加入していたI組合（平成18年4月*日解散）の指導により、入社に際し健康診断を受けないと届出が遅れることがある。また、入社して長期欠勤する人が多くいたので、その場合も届出が遅れることがある。」と回答しており、同僚の一人が「入社に際して健康診断を受けるように言われ、I組合が運営していたJ病院で受診した。」と供述しているところ、申立人は、当該健康診断を受けた記憶が無いと供述している。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。